

家族構成申立書

神奈川県市町村職員共済組合理事長 様

(扶養事実申立書)

申立日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

所 属 所 〇〇市役所

組合員証
記号番号

60-123

住 所

〇〇市〇〇町1-2-3

組合員氏名

共 済 太 郎

1 組合員と同一世帯にある者(家族全員を記入してください／別居の者を認定申告する場合は、別居家庭の家族全員も記入してください)

必ず記入してください。必要に応じて収入額のわかる書類を添付していただくことがあります。

氏名 生年月日	続柄 年 齢	組合員と同居・ 別居の区別	扶 養 手 当 の 受 給	職業等の状況	年 金 恩 給 等 の 受 給	扶 養 控 除 申 告 書 の 提 出	確 定 申 告 の 有 無	年間給与総額 (給与、年金、失業給付等)	その他の総収入 (事業の種類・年間総収入額)
組合員 共済太郎 〇× 〇 × 日生 S・H・R	本人 〇× 歳	———	———	公務員	有 ・ 無	———	有 ・ 無	円	円
共済花子 〇× 〇 × 日生 S・H・R	妻 〇× 歳	◎・別	◎・無	公務員、会社員、パート、アルバイト、自営、 専門学校、小・中・高・大学生 (年生)、 その他、無	有 ・ ◎	◎・無	有 ・ ◎	給与、年金、失業給付、その他 500.000 円	農業、飲食、アパート、賃貸、その他 500.000 円
共済次郎 〇× 〇 × 日生 S・H・R	長男 〇× 歳	◎・別	◎・無	公務員、会社員、パート、アルバイト、自営、 専門学校、小・中・高・大学生 (年生)、 その他、無	有 ・ ◎	◎・無	有 ・ ◎	給与、年金、失業給付、◎ 500.000 円	農業、飲食、アパート、賃貸、その他 0 円
共済一郎 〇× 〇 × 日生 ◎・H・R	父 〇× 歳	◎・別	◎・無	公務員、会社員、パート、アルバイト、自営、 専門学校、小・中・高・大学生 (年生)、 その他、◎	◎・無	◎・無	有 ・ ◎	給与、◎、失業給付、その他 1,500.000 円	農業、飲食、アパート、賃貸、その他 0 円
S・H・R 年 日生 歳		同 ・ 別	有 ・ 無	公務員、会社員、パート、アルバイト、自営、 専門学校、小・中・高・大学生 (年生)、 その他、無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	給与、年金、失業給付、その他 円	農業、飲食、アパート、賃貸、その他 円

注(1) 同居している者全員を記入。また、別居の者を認定の場合は、別居家庭の家族全員も記入してください。

(2) 扶養親族とされ、扶養手当が支給されている者の扶養控除申告書に、扶養親族として記入してください。

(3) 注：同居しているが世帯を分けている者については別居と同様の扱いとなります。

(4) 被扶養者として認定申告する者については、収入状況の確認のため、所得証明書の他に、給与証明、確定申告の写及び年金・恩給(遺族年金・障害年金も含みます)証書等の収入額のわかる書類を添付してください。

(5) 被扶養者として認定申告する者については、収入状況の確認のため、所得証明書の他に、給与証明、確定申告の写及び年金・恩給(遺族年金・障害年金も含みます)証書等の収入額のわかる書類を添付してください。

注(1) 同居している者全員を記入。また、別居の者を認定の場合は、別居家庭の家族全員も記入してください。

(2) 扶養親族とされ、扶養手当が支給されている者の扶養控除申告書に、扶養親族として記入してください。

(3) 注：同居しているが世帯を分けている者については別居と同様の扱いとなります。

(4) 被扶養者として認定申告する者については、収入状況の確認のため、所得証明書の他に、給与証明、確定申告の写及び年金・恩給(遺族年金・障害年金も含みます)証書等の収入額のわかる書類を添付してください。

(5) 被扶養者として認定申告する者については、収入状況の確認のため、所得証明書の他に、給与証明、確定申告の写及び年金・恩給(遺族年金・障害年金も含みます)証書等の収入額のわかる書類を添付してください。

控除対象配偶者及び扶養親族であるか必ず記入してください。

恒常的な収入(所得では無いので交通費等含む)の年額を必ず記入してください。年額とは、認定希望時点から将来に向けての1年間となります。

注：個人年金・企業年金・配当所得(株式配当・有価証券配当)・生命保険(配偶者死亡等)・雇用保険・傷病手当金等含む

2 扶養しなければならない理由(扶養事実申立)

具体的に必ず記入してください

- ①同居の者を扶養するとき …同一世帯にある者の生計維持の状況と具体的な理由
- ②別居の者を扶養するとき …その者と同一世帯にある者の状況と生活費援助の額。他に扶養義務者がいる場合は、その状況と扶養しなければならない理由
- ③扶養義務者が複数のとき …主たる扶養義務者と協議決定した「扶養協議書」を添付

妻、花子は令和〇年〇月〇日付けで退職し、以後無職無収入となるため。

今後、月額限度額を超過した際は速やかに取消手続きを行います。

離別、死別等により配偶者が不在の場合は、2.扶養しなければならない理由欄にその旨を記入してください。